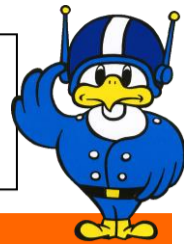
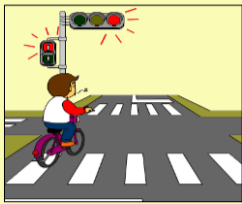


御存じですか？自転車運転者講習



＜ 自転車運転者講習の対象となる危険行為 15項目 ＞



信号無視



指定場所一時不停止



酒酔い運転



歩道通行時の
通行方法違反

- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

＜ 自転車運転者講習制度のながれ ＞

自転車運転者(14歳以上)が、
3年以内に違反切符による取締りまたは交通事故を2回以上繰り返す

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が自転車
運転者に講習を受けるように命令

講習の受講
講習時間:3時間
講習手数料:6,000円

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

長野県内で自転車を利用する際は、

自転車損害賠償保険等の加入が義務となっています！

※ TSマーク貼付自転車傷害保険

自転車の点検や整備をして自転車に貼ってもらいましょう。
傷害保険などの補償が1年間受けられます！

★ 平成29年10月1日から「赤色TSマーク」の
賠償責任補償限度額が、最高1億円に改定されました。

※ 「TSマーク」とは、
Traffic Safetyの頭文字で、
「交通安全」という意味です。



★万が一に備えて・・・

自転車による交通事故でも、
自転車の運転者に多額の賠償
責任が生じるおそれがあります。
生じた損害を賠償するため
保険等に加入しましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

